

資金決済に関する法律の一部を改正する法律の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段(ステーブルコイン)関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、**資産の国内保有命令を発出できるようにする。**

信託型ステーブルコイン(特定信託受益権)の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、**発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。**

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為(媒介)のみを行う**仲介業(登録制)を創設する。**
 - 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
 - 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、**利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。**

(参考)2024年12月、金融安定理事会(FSB)が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して統合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、**銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者に直接返還する方法を認める。**

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

現状

- 日本で暗号資産ビジネスを行う場合には、暗号資産交換業の登録が必要。当該業においては、財務要件やマネー・ローンダリング規制が課される。
- **暗号資産交換業者と利用者を引き合わせる（媒介する）行為のみを行う場合であっても、自らも暗号資産交換業者としての登録が必要となり、暗号資産の売買・交換を業とする者と同様の規制が課される。**

法改正後

- 暗号資産交換業者等と利用者との間で取引の媒介のみを行う者について、**新たに「仲介業」を創設し、登録制とする。**【改正資金決済法第3章の4等】
 - ・ 特定の暗号資産交換業者等のために仲介を行う所属制を採用。【改正資金決済法第63条の22の3第1項第7号等】
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。【改正資金決済法第63条の22の12、第63条の22の15】
 - ・ 利用者資産を預からないため、財務要件は課さない。【改正資金決済法第63条の22の5、第63条の22の13】
 - ・ マネー・ローンダリング規制は、暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。
- (注) 新たな仲介業は、電子決済手段（ステーブルコイン）も対象とする。
- 媒介のみを行う者に対して、**過不足のない規制を適用することによって、事業者がサービスの提供を行いやすくなる。**

【他分野における主な仲介業】

	銀行代理業	金融商品仲介業	保険募集人	金融サービス仲介業	暗号資産等仲介業
参入形式	許可	登録	登録	登録	登録
所属制	○	○	○	×	○
説明義務	○	○	○	○	○
財務要件	○	×	×	○	×

利用者保護に係る規制内容 – 政令・府令等を含む

- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（以下、仲介業者）に対して、利用者保護の観点から以下を規定

【利用者に対する情報提供義務】

（銀行等が行う業務との誤認防止）

- ▶ 電子決済手段を発行する者ではないこと
- ▶ 取り扱う電子決済手段について償還義務を負っていないこと

（電子決済手段の内容、暗号資産の性質に関する情報）

- ▶ 本邦通貨又は外国通貨ではないこと
- ▶ 電子決済手段の発行者に関する情報
- ▶ 電子決済手段の発行者に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
- ▶ 暗号資産の価値の保証の有無に関する事項 等

（取引に関する情報）

- ▶ 発行者や管理者等の破綻による電子決済手段・暗号資産の消失・価値減少リスク
- ▶ 利用者が支払うべき手数料等の額 等

【利用者財産の預託禁止】

- ▶ 仲介業者による利用者財産の預託の受入れを禁止

【システム・情報の安全管理】

- ▶ システムの安全管理を行うための措置を講じること ▶ 情報漏洩等の防止を図るための措置を講じること 等

※上記のほか、業務改善命令、業務停止命令等の監督規定や、苦情等対処に関する内部管理態勢の確立等の規定を整備